



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

重要情報

1. 雇調金/社会保険随時改定特例 来月まで延長

雇用調整助成金の簡易申請特例に加え、社会保険の随時改定特例(急な減給で毎年9月の改定を待たずに社会保険等級を落とす時期が減給3か月後→翌月)も2022.9月まで延長されています。

2. 電子取引データ保存ルールは全事業者必須!

紙で受け取る資料は紙保存でOKですが、電子で受け取る資料は電子保存が義務となります(印刷して紙保存できるのは来年まで)。要件に合った保存場所(ストレージサービス等)は『**ご自身で**』用意しなければなりません。

3. インボイス制度への対策は全事業者必須!

インボイスが発行できない支払先にこれまで通りの支払いを続けると、税負担が増えることがあります。逆にインボイスの発行できないと、事業者向けの請求がしづらくなります。支払先の状況は『**ご自身で**』点検しなければなりません。

元バックパッカー赤羽の旅断(バナナ)



2021年北海道〜共生精神〜その7-2. 人類の叡智の学びなおしへ
アイヌにも良い人悪い人はいるでしょうし、極端で過激な人もいれば無関心な人もいます。日本国籍に入り、日本の公共教育を受け、日本社会に普通に生活して日本の産業に従事する、何も変わらない、日本人です。今を生きるアイヌの人々にかつての苦難の記憶は生きているでしょうが、差別の現場を経験していないわたしにとっては、すでに沖縄出身、長野出身、アイヌ出身というくらいの差でしかありません。わたし自身はアイヌの人々に教を請おうとか、アイヌ文化やアイヌの生活様式を復活させるべきだとか思っているわけではありません。ただ、そうした文化や生活様式により承継されてきた精神世界と自然に対する認知は、現代に大きな気付きを与えてくれるのではないかと、そう思いました。SDG'sとかファッションナブルな横文字を使わなくても、古代から温められ洗練されてきた人類の叡智としてすでに存在するものなのです。

☆事務所からの連絡☆

夏休み期間中はご不便をおかけしました。ご理解ご協力ありがとうございました。

9月のイベント

重要なイベントは、
特にございません。
お体ご自愛いただき
ご健康にお過ごし
ください。

★重要! 税金マメ知識

事業者ではなく個人所得税のお話です。iDeCoや中退金などを独自に積み立てている方は多いと思います。掛金は所得控除や経費として現役時の所得を減らすため節税効果がありますが、引退時に支給される一時金は退職所得とみなされ優遇された課税で済むため、お得に老後資金を積み立てることができます。優遇措置である退職所得控除は、原則的に4年以内に複数の退職金を受け取ると、計算基礎となる勤続年数の調整が必要ですが、iDeCoなどの退職所得とみなされる(所令73③七)ものは規制が4年から19年以内に拡張されてしまいます。つまり、60歳で会社から退職金を受領し、65歳でiDeCo一時金を受け取ると、iDeCo分については60歳までの重複期間における退職所得控除が受けられないということ。しかし、60歳で先にiDeCo一時金を受け取り、会社からの退職金を65歳まで据え置くと、遡及期間が4年になるため、重複期間の調整計算が不要となってしまいます。今後見直されるかもしれませんね。

晩酌のじかん

夏休みは五島列島まで観光旅行に行きました。船便の時刻表とにらめっこし、島内の移動手段を繋ぎ合わせ、旅程づくりに難儀しました。五島のお魚は格別です。環境が良いところも味まで違うものかと。常に満腹だったので、お酒は控えめの旅となりました。お腹の肉も増えました。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red